

7 福祉指一第1289号
令和7年12月12日

事業所管理者 殿

東京都福祉局指導監査部長
西坂 啓之
(公印省略)

令和7年度福祉系在宅サービス事業の集団指導の実施について（事前通知）

平素より、東京都の高齢者福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ること等を目的に、下記のとおり福祉系在宅サービス事業所に対する集団指導を行いますので、あらかじめお知らせします。御多忙の折とは存じますが、受講いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

- ・指定訪問介護事業所
 - ・指定通所介護事業所（地域密着型通所介護は除く。）
 - ・指定短期入所生活介護事業所（介護予防を含む。）
 - ・指定福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所（いずれも介護予防を含む。）
- ※ 特別養護老人ホーム等に併設・隣接（同一敷地内）している事業所を含む。
- ※ 八王子市に所在する事業所は除く。

2 受講対象者

事業所の管理者又はこれに準ずる者

3 受講期間

令和8年1月14日（水曜日）から同年2月16日（月曜日）まで

4 受講内容

- (1) 実地検査の実施状況等について
- (2) 自己点検の実施について
- (3) 高齢者虐待防止について
- (4) その他
 - ・令和6年度介護報酬改定等について（厚生労働省）
 - ・介護現場におけるハラスメントについて（高齢者施策推進部）
 - ・介護現場における感染対策の手引（厚生労働省）
 - ・介護施設・事業所における業務継続計画（B C P）作成支援に関する研修（厚生労働省）
 - ・東京都の福祉サービス第三者評価（指導監査部指導調整課評価推進担当）

- ・指導検査基準（指導監査部指導第一課在宅サービス検査担当）
- ・【特別講義】カスタマーハラスメント対策

5 受講方法

指導検査システムで受講をしていただきます。
受講期間開始の前に別途通知をいたします。詳細は通知でご確認ください。

6 問合せ先

<集団指導の内容に関すること>
東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 在宅サービス検査担当
担当 堀越、村北、山田
電話 03-5320-4290 (直通)
E-mail S1140302@section.metro.tokyo.jp

<指導検査業務システムの操作に関すること>
事業者ポータル専用ヘルプデスク
電話 03-6387-2624

<指導検査業務システムへの登録（メールアドレスの変更）に関すること>
東京都福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当
電話 03-5320-4051
E-mail S1140301@section.metro.tokyo.jp

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時45分まで

※ メールによる問合せの場合は、件名に「集団指導問合せ」及び「事業所名（サービス種別）」
を入れてください。